

開示・訂正・利用停止手続について

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）では、開示、訂正、追加または削除、利用停止または消去する権利が加入者本人にあることとなっております。

当組合では、保有する個人データの内容が事実でないときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、訂正等を行います。また、個人データの①利用目的による制限、②適正な取得、③第三者提供の制限に違反していることが判明した時は、違反を是正する為に必要な限度で、利用停止措置を行います。

しかし、当組合が保有する加入者の個人データは、健康保険法に基づく届出等により保有するものが大半であり、健康保険法では任意継続被保険者を除き、事業所ごとの強制加入となっており、原則として加入者の申し出で削除や消去はできません。訂正、追加につきましては、これまで同様に「～変更（訂正）届」を提出していただくこととなります。

また、個人データの利用停止につきましては、仮に、個人情報の利用停止を申し出られても、多くの場合、結果として給付が受けられなくなったり、健診が受けられなくなったり、他の保健事業についても加入者の受益が損なわれるおそれがあります。

なお、原則として本人から、個人データの開示を求められたときは、本人に対して書面の交付等により、個人データを開示します。開示ができない場合は理由の説明等をして、適切かつ迅速に処理を行います。

その他、個人情報保護に関するご質問や問い合わせ等につきましては、当健保組合の相談窓口までご連絡下さい。